

# 禁 止 行 為

- (1) 正当な入場券又はアクレディテーションカード等を所持せずに施設に入場すること。
- (2) 鉄砲刀剣類、毒・劇物、薬物、油類、爆発物、発煙筒、爆竹、花火、火薬類その他の危険物又はそれに類するものを持ち込むこと、又は使用すること。
- (3) ビン、缶、ペットボトル（600mlを超えるもの）、エアホーン又は投てきを目的と思われるその他の物品を持ち込むこと。
- (4) レーザーペン、ホイッスル等、競技の進行を妨害するおそれのある物品を持ち込むこと。
- (5) 凶器となりうるような物品を持ち込むこと。
- (6) 他人（審判、選手、コーチ、スタッフ、サッカー観戦者、警備従事員、JFA役員その他本人以外は一切の者を含む。以下同じ）に対する暴力行為をすること。
- (7) 無人航空機（ドローン、ラジコン機等）を持ち込むこと、又は飛行させること。（施設外からの操作を含む）
- (8) 大型荷物等他人に迷惑を及ぼす物品を持ち込むこと。また、他人の観戦に支障を及ぼすおそれのある大型の者（ビッグフラッグ等）を持ちこみ、使用して応援すること。尚、JFAの事前の許可を得た場合はこの限りでなく、許可の基準及び手続きは、別途JFAにおいて定める。
- (9) 動物の類（介助犬・盲導犬・聴導犬を除く）を持ち込むこと。
- (10) 政治・思想・宗教・軍事的な主義、主張、観念を表示、若しくは連想させるような掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、のぼり、旗、プラカード、ゼッケン、文書、図面、印刷物等を持ち込み、又は設置、掲揚、着用、散布、貼付すること。
- (11) 人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治又は出自等に関する差別的あるいは侮辱的な発言又は行為をすること。また、公序良俗に反する発言又は行為をすること。
- (12) アルコール、薬物その他物質の影響により酩酊した状態で施設に入場する行為、又は施設においてこれらの影響により酩酊し、他人を脅迫、威圧、挑発する等著しく他人の行為等を阻害し、迷惑となり、又は他人の嫌悪の情を催させる物品を持ち込み、又は行為すること。（酩酊とは：アルコール等の影響により、正常な行為ができないおそれのある状態をいう）
- (13) 拡声器の応援統率以外（審判、選手、観客および関係者への誹謗、中傷、サイレン音などのノイズを含む）での使用、ピッチに向けての使用すること。
- (14) 他人の名誉を棄損毀損、侮辱し、プライバシーを侵害する、又はそのおそれのある物品を持ちこみ、又は行為すること。
- (15) フィールド内への物品の投げ入れや、フィールドへの侵入等競技の進行に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。
- (16) 立ち入り禁止区域に立ち入ること。
- (17) 横断幕、垂れ幕などの取り付けの際に警備従事員の指示に従わない行為をすること。
- (18) 営利目的で競技、催事、観客などの写真・動画・映像撮影および録音をすること。
- (19) 傘を広げて観戦すること。
- (20) ガムテープを使用すること。
- (21) その他試合の運営または進行を妨害し、他人に迷惑または危険を及ぼすなどのおそれがあると警備従事員が認める行為。
- (22) メインスタンド、バックスタンドでの大旗類の使用。（大旗類は、1015mm×1575mm以上のもの）
- (23) 対戦相手サポーター席内で対戦相手チームグッズ（レプリカユニフォーム・タオルマフラー等）を使用すること。
- (24) 建物、立ち木、工作物、その他の施設、設備若しくは物件を破壊し、損傷し、汚損し、又はみだりに操作すること。
- (25) 面会を強要し又は居座ること。
- (26) 通行の妨害となる行為をすること。
- (27) 所定の場所以外で喫煙をすること。
- (28) 所定の場所以外への車両の進入、駐車又は駐輪をすること。
- (29) 勧誘、演説、集会、街宣、布教等の行為をすること。
- (30) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
- (31) 特定の企業の宣伝を目的として、特定の企業名又は製品名等を表示した物品（連想させるものを 含む。）を持ち込み、表示し、又は設置すること。
- (32) 営利目的で競技、式典、観客等の写真撮影またはビデオ撮影をすること。
- (33) テント、小屋その他これらに類する工作物を設置すること。
- (34) 試合の運営又は進行を妨害し、他人に迷惑又は危険を及ぼし、若しくはそれらおそれがあると警備員が認める行為をすること。
- (35) その他JFAが禁止する行為をすること。

# 遵 守 事 項

- (1) チケット又はアクレディテーションカード等の提示を求められたときは、これを提示すること。
- (2) 安全確保のため、手荷物、所持品等の検査を求められたときは、これに応じること。
- (3) 事件・事故が発生し、又は発生することが予想される場合は、警備員又は治安当局の指示、案内、誘導に従うこと。

# 入 場 の 拒 否 等

禁止行為又は遵守事項規定に違反した場合は、入場の拒否、施設からの退場および持ち込み禁止物の没収等必要な措置をとらせていただきます。特に悪質と認められた場合は、その後開催されるJFA主催試合についての入場を拒否させていただくことがあります。また、チケットの返還をお願いする場合があります。上記にて入場を拒否、または施設から退場していただいた場合のチケット代金は一切払い戻しをいたしません。